



鳥取県公報

平成18年7月28日(金)
第7808号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任の一部改正 (528) (指導管理室)	1
	ゴルフ場利用税の税率に係る等級の決定の廃止 (529) (税務課)	2
	介護保険法による指定調査機関の指定 (530) (長寿社会課)	2
	介護保険法施行令等の一部を改正する政令による調査員養成研修に 相当する研修の告示 (531) (")	2
	救急病院の申出の撤回 (532) (医務薬事課)	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (533) (倉吉保健所)	3
	県営土地改良事業計画の変更 (534) (耕地課)	3
	県営土地改良事業の工事の完了 (535) (")	3
	保安林の指定の解除予定 (2件) (536・537) (森林保全課)	4

告 示

鳥取県告示第528号

平成18年鳥取県告示第318号 (出納長の権限に属する事務の一部の委任について) の一部を次のように改正する。

平成18年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 委任を受けた出納員 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 課 長 亀井 雅議 課長補佐 坂口 貴志 課長補佐 伊澤 史隆 主 幹 岩田 憲之	2 委任を受けた出納員 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 課 長 亀井 雅議 課長補佐 坂口 貴志 課長補佐 伊澤 史隆 主 幹 岩田 憲之

副主幹 福政 民栄
副主幹 朝倉 学
主任 小谷 博之

衛生技師 川崎 和恵

3 略

副主幹 福政 民栄
副主幹 朝倉 学
主任 小谷 博之

主任 後藤田拓也

衛生技師 川崎 和恵

3 略

鳥取県告示第529号

平成元年鳥取県告示第442号（ゴルフ場利用税の税率に係る等級の決定について）は、平成18年7月31日限り廃止する。

平成18年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定に基づき、指定調査機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構	鳥取市湖山町北二丁目116 - 3	鳥取市湖山町北二丁目116 - 3	平成18年7月19日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野1729 - 5	鳥取市伏野1729 - 5	〃
特定非営利活動法人未来	倉吉市宮川町188 - 9	倉吉市宮川町188 - 9	〃

鳥取県告示第531号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「政令」という。）附則第22条第1号の規定に基づき、調査員養成研修に相当する研修を次のとおり告示する。

平成18年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が開催した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修
- 他の都道府県知事が政令附則第22条第1号の規定に基づき公示した適格研修（1を除く。）

鳥取県告示第532号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第2項の規定に基づき、次の救急病院の申出が撤回されたので告示する。

平成18年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	撤回年月日
米子中海病院	米子市彦名町1250	平成18年6月28日

鳥取県告示第533号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月28日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
田中薬局河原町店	倉吉市河原町1980 - 1	平成18年6月30日

鳥取県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業赤碕地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年7月28日から同年8月17日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第535号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年 7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営土地改良総合整備事業会見地区暗渠排水	平成 9 年 6 月 2 日
県営土地改良総合整備事業会見地区客土	平成10年 1 月29日
県営土地改良総合整備事業会見地区農業用排水	平成10年 3 月25日
県営土地改良総合整備事業会見地区農道整備	平成10年 3 月31日
県営土地改良総合整備事業彦名地区農業用排水	平成15年 3 月20日
県営土地改良総合整備事業彦名地区農道整備	平成16年10月29日
県営土地改良総合整備事業彦名地区暗渠排水	平成18年 3 月29日
県営土地改良総合整備事業彦名地区客土	平成18年 3 月29日

鳥取県告示第536号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ川2495の20・2495の21（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第537号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の263・997の272（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅